

特定事業所集中減算制度に係るQ & A

平成 27 年 8 月 25 日掲載

横浜市健康福祉局高齢健康福祉部介護事業指導課作成

	質問	回答
問 1	居宅サービス計画数に、要支援者の介護予防サービス計画数も含まれますか。	要支援者の介護予防サービス計画数は含みません。
問 2	居宅サービス計画を作成したが、入院等の理由により、給付管理の実績がなかったものについても件数に算入しますか。	算入しなくてよい。
問 3	給付管理を月遅れで行った場合、何月分の件数として算入すればよいのか。 例) サービス提供した月→4月 給付管理を行った月→6月	サービス提供を行った月に算入します。 例の場合、4月分に算入する。
問 4	「80%を超えた」と規定されていますが、80%ちょうどの場合は減算対象となりますか。	四捨五入をせず、 79.9999…% → 減算にはならない 80% → 減算にはならない 80.00…1% → 減算の対象になる。
問 5	サービスのうち、1つでも80%を超えているサービスがあった場合は減算の対象となりますか。	1つでも80%を超えている場合は、減算対象期間において全ての利用者に対して減算を行うこととなります。
問 6	減算の対象期間中に改善された場合は、減算が中止されますか。	中止されません。 減算期間中は減算が適用され続けます。
問 7	半年前に事業所を休止して、7月から再開した。 この場合、届出を行う必要はありますか。	判定期間中に、1月でも給付管理の実績がある場合は、届出書を提出します。 給付管理の実績がない場合も、届出を提出してください。
問 8	通院等乗降介助を位置付けた計画も対象となりますか。	対象となります。
問 9	紹介率最高法人の紹介率が80%を超えていないが、報告書を作成しなくてもよいのか。	全ての居宅介護支援事業所が作成する必要があります。2年間保存してください。
問 10	提出期限に間に合わない場合はどうすればよいのか。	必ず間に合うようにしてください。 提出期限までに提出されない場合、正当な理由があったとしても減算が適用されます。
問 11	9月末で事業所を廃止する予定の場合、報告書の提出は必要ですか。	作成して2年間保存する必要があります。 80%を超えている場合には報告書の提出が必要です。
問 12	正当な理由のケース4(2)の、「地域ケア介護等」の「等」とは何を指すのか。 ※国Q & A 平成 27 年 4 月介護報酬改定関係 vol. 1 問 30 引用	名称の如何にかかわらず地域包括支援センターが実施する事例検討会等を想定している。

以下、平成 28 年 3 月 9 日、平成 30 年 8 月 追記

問 13	あるサービス（例：夜間対応型訪問介護）を位置付けたプラン件数が 1 件しかなく紹介率最高法人の紹介率 100%となる。どうすればよいか。	紹介率最高法人の紹介率が 80%を超えているため、報告書を提出してください。 80%を超えたサービスは報告書（別紙）も必要です。 ※正当な理由に該当するものであっても、提出期限内に報告書が提出されない場合、減算の対象となります。ご注意ください。
問 14	正当な理由「居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域に、訪問介護等の各サービスごとの開設事業所数が 5 未満である場合」とあるが、いつ時点の事業所数で判断するのか。	「判定期間の初日」の事業所数で判断をします。 前期：3 月 1 日 後期：9 月 1 日 ※地域密着型通所介護については平成 28 年 8 月 12 日追記分「問 16」参照 ※平成 30 年度前期については、4 月 1 日とします。
問 15	居宅介護支援事業所の実施地域内に夜間対応型訪問介護事業所が 10 か所あるが、各サービス事業所が所在区の利用者しか受け入れないという場合、正当な理由に該当するか。	正当な理由には該当しない。 ※平成 28 年 2 月 厚生労働省老健局 確認済

以下、平成 28 年 8 月 12 日 追記

問 16	通所介護と地域密着型通所介護を別々にカウントした場合、正当な理由「居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域に、訪問介護等の各サービスごとの開設事業所数が 5 未満である場合」について、いつ時点の事業所数で判断するのか。	地域密着型通所介護は平成 28 年 4 月 1 日創設のサービスであることから、平成 28 年前期での取扱いに限り、平成 28 年 4 月 1 日時点の事業所数で判断してください。 ※平成 28 年 8 月 厚生労働省老健局 確認済
問 17	正当な理由「対象サービスを位置付けているプラン件数が、判定期間の 1 月当たりの平均で 10 件以下」について、通所介護と地域密着型通所介護を別々でカウントする場合どう扱うのか。	通所介護と地域密着型通所介護を別々にカウントする場合であっても、それぞれの平均値にて報告書を作成してください。 例) 3 月の通所介護が 20 件、うち 4 月以降に地域密着型へ移行するものが 10 件の場合 <通所介護> ……計 70 件 ÷ <u>6 か月</u> → 月平均 11.6 件 <地域密着型通所介護> ……計 50 件 ÷ <u>5 か月</u> → 月平均 10 件 ※平成 28 年 8 月 厚生労働省老健局 確認済

<p>問 18</p>	<p>平成 28 年前期分の判定で特定事業所集中減算適用となった。これに伴い、特定事業所加算を取り下げた。</p> <p>平成 28 年後期分の判定で、特定事業所集中減算は解消となる見込みであるが、特定事業所加算の算定はいつから可能なのか。</p>	<p>特定事業所集中減算の解消とともに、特定事業所加算の算定を開始することが可能です。</p> <p>特定事業所集中減算解消の届出に、特定事業所加算の申請書類を同封してください。</p> <p>平成 28 年 10 月 1 日～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定事業所集中減算の適用 ・ 特定事業所加算の取り下げ <p>平成 29 年 4 月 1 日～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定事業所集中減算の解消 ・ 特定事業所加算の算定 <p>(特定事業所集中減算の解消が条件)</p> <p>※平成 28 年 9 月 厚生労働省老健局 確認済</p>
-----------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>問 19</p>	<p>現在、認定結果待ちで、暫定ケアプランを作成し、サービス利用を開始している利用者がいる。</p> <p>報告書の提出期限までに認定結果が出そうにないが、どうしたらよいか。</p>	<p>対象の利用者の認定結果次第で紹介率最高法人の照会率が 80%を超えるサービスが生じる可能性が少しでもある場合は、現時点での見込みで報告書を作成し、期限内に提出してください。その際は認定結果待ちの暫定ケアプランがある旨を記した文書を添付してください。</p> <p>認定結果が判明した後、提出済の報告書に数値の修正が生じた場合は、報告書及び別紙を再作成し、提出してください。数値の修正を行った結果 80%を超えるサービスが無くなった場合は既に提出済の報告書を「取下げる」旨、ご連絡ください。</p>
<p>問 20</p>	<p>利用者 1 人が複数事業所を利用している場合、訪問介護サービス等の居宅サービス計画数についてどのようにカウントしますか。</p>	<p>「訪問介護を位置付けた居宅サービス計画数」(=分母)は 1 件とカウントします。</p> <p>A 法人と B 法人に位置付けた居宅サービス計画数(=分子)には、それぞれ 1 件ずつカウントします。</p> <p>(具体例)</p> <p>訪問介護の利用者 100 人のうち、A 法人のみ利用が 80 人、B 法人のみ利用が 15 人、</p> <p>A、B 両方利用が 5 人の場合、</p> <p>A 法人は $(80+5) \div 100 = 0.85 = 85\%$</p> <p>B 法人は $(15+5) \div 100 = 0.20 = 20\%$</p> <p>になります。</p>